

○行方市公民館条例

平成17年9月2日

条例第73号

改正 平成19年3月13日条例第13号

平成21年3月18日条例第7号

平成24年3月5日条例第6号

平成25年12月5日条例第43号

令和2年3月26日条例第9号

令和3年12月21日条例第28号

注 平成24年3月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 行方市に行方市公民館(以下「公民館」という。)を設置する。

(名称, 位置及び対象区域)

第2条 公民館の名称, 位置及び対象区域は, 別表第1のとおりとする。

(地区館の設置)

第3条 前条に規定する公民館に別表第2に掲げる地区館を設置する。

(連絡等に当たる公民館)

第4条 第2条に規定する北浦公民館は, 同条に規定する他の公民館の連絡等に当たる公民館とする。

(職員)

第5条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第27条第1項の規定に基づき, 第2条に規定する公民館に, 館長のほか必要な職員を置く。

(公民館運営審議会)

第6条 法第29条第1項の規定に基づき, 行方市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議会の委員の定数及び任期)

第7条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は, 20人以内とし, 学校教育及び社会教育の関係者, 家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から行方市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

2 委員の任期は, 2年とする。ただし, 補欠の委員の任期は, 前任者の残任期間とする。

3 委員が第1項の要件に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には, 教育委

員会は、その任期中であってもこれを解嘱することができる。

(平24条例6・一部改正)

(委員の費用弁償)

第8条 委員が、その職務を行うため必要な費用は、弁償する。

2 前項の弁償の額及び支給方法は、行方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年行方市条例第41号)の規定による。

(使用料)

第9条 公民館及び地区館を利用しようとする者は、別表第3に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 使用料は、教育委員会規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、特別の事情がある場合は、教育委員会規則で定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営並びに公民館運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年9月2日から施行する。

(最初に委嘱される委員の任期)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第7条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、合併前の麻生町公民館設置管理及び職員に関する条例(昭和52年麻生町条例第5号)、北浦町公の施設使用料条例(昭和32年北浦村条例第7号)、北浦町立公民館の設置及び管理等に関する条例(平成2年北浦村条例第19号)、玉造町立公民館の設置及び管理に関する条例(昭和36年玉造町条例第9号)又は玉造町立公民館使用料条例(昭和50年玉造町条例第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年条例第13号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第7号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第6号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第43号)

この条例は、平成26年3月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第9号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の行方市学習センター条例別表第2, 行方市公民館条例別表第3 及び行方市陶芸室条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用について適用し、施行日前の利用については、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

名称	位置	対象区域
行方市麻生公民館	行方市麻生1221番地	合併前の麻生町の全地域
行方市北浦公民館	行方市山田2175番地	合併前の北浦町の全地域
行方市玉造公民館	行方市玉造乙1179番地	合併前の玉造町の全地域

別表第2(第3条関係)

(令3条例28・一部改正)

名称	位置	対象区域
行方市太田地区館	行方市矢幡742番地	太田地区
行方市要地区館	行方市小幡711番地1	要地区
行方市武田地区館	行方市両宿120番地3	武田地区
行方市玉川地区館	行方市井上1580番地	玉川地区
行方市手賀地区館	行方市手賀2609番地	手賀地区
行方市現原地区館	行方市捻木347の3番地	現原地区

行方市玉造西地区館	行方市浜502番地	玉造西地区
行方市羽生地区館	行方市羽生753番地	羽生地区

別表第3(第9条関係)

(令3条例28・全改)

1 公民館使用料

利用区分		9時～12時	12時～17時	17時～22時	
行方市麻生公民館	一階	和室	1,500円	1,500円	2,300円
		第一会議室	2,400円	2,400円	2,900円
	二階	第1集会室	2,400円	2,400円	2,900円
		第2集会室	900円	900円	1,400円
		研修室	2,400円	2,400円	2,900円
		大ホール	7,200円	7,200円	9,500円
		調理室	3,800円	3,800円	5,300円
		三階	視聴覚室	2,400円	2,400円
		美術室	2,300円	2,300円	3,000円
		多目的室	2,400円	2,400円	2,900円
		体育室	4,800円	4,800円	6,300円

行方市北浦公民館	一階	創作室	2,300円	2,300円	3,000円
		講義室(1室)	2,300円	2,300円	3,000円
		講義室(2室)	2,300円	2,300円	3,000円
		講義室(3室)	2,300円	2,300円	3,000円
	二階	和室(1室)	1,500円	1,500円	2,300円
		和室(2室)	1,500円	1,500円	2,300円
		和室(3室)	1,500円	1,500円	2,300円
		談話室	3,000円	3,000円	4,500円
		調理実習室	3,800円	3,800円	5,300円
		会議室(1室)	3,300円	3,300円	4,800円
		会議室(2室)	3,300円	3,300円	4,800円
		ただし、会議室(1室・2室)を視聴覚室として利用の場合は、次のとおりとする。			

	二階	会議室(1室)	4,800円	4,800円	5,700円
		会議室(2室)	4,800円	4,800円	5,700円

行方 市玉 造公 民館	一階	和室1	1,500円	1,500円	2,300円
		和室2	1,500円	1,500円	2,300円
		視聴覚室	2,400円	2,400円	2,900円
		談話室	3,000円	3,000円	4,500円
		調理実習室	3,800円	3,800円	5,300円
	二階	大ホール	7,200円	7,200円	9,500円
		作法室	1,500円	1,500円	2,300円
		第1集会室	2,400円	2,400円	2,900円
		第2集会室	900円	900円	1,400円

2 地区館使用料

利用区分	9時～12時	12時～17時	17時～22時
行方市各地区館	800円	800円	800円

○行方市公民館条例施行規則

平成17年9月2日

教育委員会規則第27号

改正 平成22年3月25日教委規則第6号

平成23年3月25日教委規則第1号

平成28年10月25日教委規則第5号

令和2年1月27日教委規則第1号

令和3年12月27日教委規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、行方市公民館条例(平成17年行方市条例第73号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、行方市公民館(以下「公民館」という。)の管理運営並びに行方市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(公民館の事業)

第2条 条例第2条に規定する公民館は、当該対象区域内の住民に対し、社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条に規定する事業(以下「事業」という。)を行う。

(館長)

第3条 館長は、行方市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の命を受け、館の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

(その他必要な職員)

第4条 公民館に前条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職のうち必要な職を置く。

職	職務
主査	重要な一般事務
係長	係の分担事務
主幹	一般事務
主任	主幹の職務以外の一般事務
主事	主任の職務以外の一般事務
主事補	主事の職務以外の一般事務
技手	一般技術
運転手	自動車の運転業務
用務員	庁務及び清掃業務

2 前項の職にある者は、上司の命を受け、主として同項の表の右欄に掲げる職務を行うものとする。

(定期講座)

第5条 公民館が開設する定期講座を受講しようとする者は、定期講座受講申請書(様式第1号)により館長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 館長は、前項に規定する定期講座が修了したときは、当該講座修了の認定を行い、定期講座修了証書(様式第2号)を受講者に授与するものとする。

(開館及び閉館)

第6条 公民館の開館及び閉館の時刻は、次のとおりとする。ただし、臨時に必要な場合には、館長はその時刻を変更することができる。

(1) 開館 午前9時

(2) 閉館 午後10時

(休館日)

第7条 公民館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 館長は、必要がある場合には、年間を通し15日以内で公民館の臨時休館日を定めることができる。

3 館長は、前項の規定による臨時休館を定めるに当たっては、5日前までにその旨を教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

(平28教委規則5・一部改正)

(施設及び設備の利用)

第8条 公民館の施設又は設備(図書を除く。以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、その5日前までに公民館利用許可申請書(様式第3号)により館長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 館長は、前項に規定する申請書を審査し、支障がないと認めるときは、許可書(様式第4号)を当該申請者に交付するものとする。

3 公民館の施設等の利用の許可を受け、これらを利用する者は、公民館利用後は、利用報告書(様式第5号)を館長に提出しなければならない。

(備品等の使用料)

第8条の2 公民館に備付けの備品等の使用料は、別表に定めるとおりとする。

(令2教委規則1・追加)

(図書・視聴覚資料等の館外貸出し)

第9条 公民館の図書・視聴覚資料等の館外貸出しを受けようとする者は、公民館図書室利用者登録申請書(様式第6号)により館長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 館長は、前項に規定する申請書を審査して許可するときは、図書利用カード(様式第7号及び様式第8号)を交付するものとする。

3 図書・視聴覚資料等の館外貸出しの点数は、個人貸出しの場合にあっては10点、団体貸出しの場合にあっては30点以内とする。ただし、団体貸出しの場合において館長が特に必要があると認めるときは、これを超えて貸し出すことができる。

4 図書の館外貸出しの期間は、個人貸出しの場合にあっては14日、団体貸出しの場合にあっては30日以内とし、視聴覚資料等の館外貸出しの期間は個人、団体共に14日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この期間を超えて貸し出すことができる。

(平22教委規則6・平23教委規則1・一部改正)

(施設等の利用制限)

第10条 公民館の施設等の利用者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると館長が認めた場合又は事業運営上特別な必要を生じた場合には、利用の許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

(1) 法令の規定に違反して利用しようとし、又は利用したとき。

(2) 利用のための手続に違反したとき。

(3) 利用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。

(4) 利用に関して係員の指示に違反し、又は利用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。

(施設等の毀損又は亡失の届出等)

第11条 公民館の施設等の利用者が当該施設等を汚損し、毀損し、又は亡失したときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

2 館長は、前項に規定する届出があった場合は、その旨を教育長に報告しなければならない。

3 教育長は第1項に規定する汚損、毀損又は亡失に係る施設等の利用者に対し、損害賠償を命ずることができるものとする。

(審議会の組織)

第12条 審議会に審議会の委員(以下「委員」という。)の互選による委員長,副委員長各1人を置く。

2 委員長は,審議会の会議(以下「会議」という。)の議長となり,会務を総括する。

3 副委員長は委員長を助け,委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは,その職務を行う。

(会議)

第13条 会議は,委員長が必要と認めるときは,その日時及び場所を会議に付議すべき事件と共にあらかじめ通知して招集する。

2 会議は,在席委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は,出席委員の過半数でこれを決し,可否同数のときは委員長の決するところによる。

(報告)

第14条 館長は,各月の事業計画及びその実施状況を教育委員会に報告しなければならない。

(使用料の減免)

第15条 条例第10条の規定により,使用料を減額し,又は免除する場合は,次の各号のとおりとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による扶助を受けている者が利用するとき 免除

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に定める身体障害者が利用するとき 免除

(3) 市が利用する場合 免除

(4) 教育長が認める社会教育団体が利用する場合 免除

(5) 前号の社会教育団体に属しない団体が公益的事業に関して利用する場合 減額

(6) その他特に教育長が必要と認めたとき 免除又は減額

(令3教委規則9・一部改正)

(使用料の還付)

第16条 条例第11条ただし書の規定により,使用料を還付することができる場合は,次の各号のとおりとする。

(1) 非常災害その他利用者の責めに帰することができない理由により,利用できなくなったとき。

(2) 利用開始前3日前までに利用の取消しを申し出たとき。

(3) 教育長がその他相当の理由があると認めたとき。

(事務の処理等)

第17条 公民館における事務の処理, 職員の服務等については, 教育委員会事務局の取扱いの例による。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか, 必要な事項は, 教育長の承認を受け館長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は, 平成17年9月2日から施行する。

(特例)

2 第7条の規定にかかわらず, 平成17年度中の休館日については, 合併前の麻生町公民館管理規則(昭和52年麻生町教育委員会規則第1号), 北浦町立公民館管理規則(平成3年北浦村教育委員会規則第1号)又は玉造町立公民館管理規則(昭和46年玉造町教育委員会規則第2号)(以下これらを「合併前の規則」という。)の例による。

(経過措置)

3 この規則の施行の日の前日までに, 合併前の規則の規定によりなされた処分, 手続その他の行為は, それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成22年教委規則第6号)

この規則は, 平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年教委規則第1号)

この規則は, 平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年教委規則第5号)

この規則は, 公布の日から施行する。

附 則(令和2年教委規則第1号)

この規則は, 令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年教委規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は, 令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の行方市公民館条例施行規則別表の規定は, この規則の施行の日

(以下「施行日」という。)以後の利用について適用し，施行日前の利用については，なお従前の例による。

別表(第8条の2関係)

(令2教委規則1・追加，令3教委規則9・一部改正)

備品等使用料

利用区分	9時～12時	12時～17時	17時～22時
カラオケ機器	1,500円	1,500円	1,500円

様式第1号(第5条関係)

定期講座受講申請書

年 月 日		
行方市立	公民館長	宛て
申請者 住 所		
氏 名		㊟
年 月 日生		
講座名及び科目		
講座期間		
年 月 日から 年 月 日まで		

定 期 講 座 修 了 証 書

受講者氏名

本館主催の次の定期講座を受講しこれを修了したことを証する

講座名及び科目

講座期間 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

行方市 公民館長 氏 名

様式第3号(第8条関係)

公民館利用許可申請書

年 月 日	
茨城県行方市 公民館長 宛て	
申請者 住 所 団 体 名 代表者名 (印) 電 話 ()	
公民館の利用について次のとおり申請します。	
利 用 期 日 及 び 時 間	年 月 日()
	午前 午後 時 分から 午前 午後 時 分まで
利用する施設 及び設備	
利 用 目 的	
利用見込み人員	
そ の 他 参 考 と なる 事 項	
(以下の欄には記入しないこと。)	

様式第4号(第8条関係)

許 可 書

年 月 日	
申請者 住 所 団 体 名 代表者名 様 電 話 () 公民館の利用について次のとおり許可します。 茨城県行方市 公民館長 印	
利 用 期 日 及 び 時 間	年 月 日 () 午前 午後 時 分から 午前 午後 時 分まで
利用する施設 及び設備	
利 用 目 的	
利用見込み人員	
そ の 他 参 考 と な る 事 項	
許可の条件 1 火気には、十分気をつけてください。 2 破損の場合は、利用者において弁償してください。 3 利用前の準備、利用後の清掃整頓は必ずしてください。 4 法令の規定に違反した利用は、絶対にしないでください。 5 詳細については、管理者の指示を受けてください。	

※ごみは責任を持ってお持ち帰りください。

様式第5号(第8条関係)

公民館利用報告書

年 月 日
茨城県行方市 公民館長 宛て
申請者 住所
団体名
代表者名.....
電話 ()
公民館の利用について次のとおり報告します。

利用期日 及び 時間	年 月 日()
	午前 時から 午前 時まで 午後 午後
利用する施設 及び設備	
利用目的	
利用人員	

○点検事項を確認の上、事務室まで提出してください。

	点 検 事 項	チェック <input type="checkbox"/>
1	部屋の清掃は終わりましたか(机, 床など)。	
2	机, イスの整理はすみしましたか。	
3	湯茶わんはきれいに洗いましたか。	
4	飲食等で出たゴミは持ち帰りましたか。	
5	窓は全部閉めましたか。	
6	冷・暖房のスイッチは切りましたか。	
7	部屋の電気は全部切りましたか。	

※その他お気づきの点がございましたら御記入ください。

様式第6号(第9条関係)

公民館図書室利用者登録申請書


入 力	登 録 番 号
1 新 規 2 修 正	

(太わくの中のみ記入してください。)

氏 名 ・ 団 体 名		保護者名(12歳以下記入)団体代表者名		登 録 種 別				
フリガナ		フリガナ		0 個 人		1 団 体		
姓	名	姓	名					
生 年 月 日		性 別	電話番号 (自宅)	登 録 年 月 日				
年 月 日生		1 男 2 女	()					
住所(市外の方は市町村名から記入してください。)				在 住 区 分				
①() (茨城県行方市)				1 在 住	2 在 学	3 在 勤	4 隣 接	9 他
学 校 ・ 勤 務 先 名			電話番号 (勤務先)	行 政 区 コ ー ド				
			()					
行方市 公民館				確 認				
1		2		3		4		

様式第7号(第9条関係)

(表)

図 書 利 用 カ ー ド	なまえ 氏 名	<input type="text"/>
行方市 公民館 		

(裏)

・図書室を利用するときは、必ずこのカードをお持ちください。

休館日 月曜日・年末年始

登 録 番 号

・このカードを他人に貸したり、ゆずったりすることはできません。紛失したときは、直ちに公民館へ御連絡ください。

茨城県行方市 番地

○行方市学習センター条例

平成17年9月2日

条例第72号

改正 平成18年3月22日条例第22号

平成19年3月13日条例第14号

令和3年12月21日条例第28号

注 令和3年12月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 生涯学習の振興に資するため、行方市学習センター(以下「学習センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 学習センターの名称、位置及び対象区域は、別表第1のとおりとする。

(管理者)

第3条 学習センターに管理者を置く。

2 管理者は、行方市教育委員会が任命する。

(利用の許可)

第4条 学習センターを利用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、学習センターの利用を許可してはならない。

- (1) 風紀秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設及び設備を破損するおそれがあるとき。
- (3) その他管理者が不相当と認めたとき。

(使用料)

第5条 学習センターの利用者(以下「利用者」という。)は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 教育長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第7条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、特別の事情がある場合は、教育委員会規則で定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。

(利用許可の取消し)

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用許可を取り消し、利用を中止させ、又は利用を制限し、若しくは退場させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 災害その他やむを得ない事由により特に必要と認めたととき。

(損害賠償)

第9条 利用者は、施設又は附属物件若しくは器具等を滅失し、又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年9月2日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の麻生町学習センターの設置及び管理等に関する条例(平成9年麻生町条例第2号)、玉造町立学習センターの設置及び管理に関する条例(昭和52年玉造町条例第9号)及び北浦町立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例(昭和60年北浦町条例第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年条例第22号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第14号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の行方市学習センター条例別表第2、行方市公民館条例別表第3及び行方市陶芸室条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用について適用し、施行日前の利用については、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

名称	位置	対象区域
行方市西浦地区学習センター	行方市行方541番地	行方地区
行方市現原地区学習センター	行方市捻木347の3番地	現原地区
行方市玉造西地区学習センター	行方市浜502番地	玉造西地区
行方市羽生地区学習センター	行方市羽生753番地	羽生地区
行方市手賀地区学習センター	行方市手賀2609番地	手賀地区
行方市玉川地区学習センター	行方市井上1580番地	玉川地区
行方市八木蒔地区学習センター	行方市八木蒔328番地の2	八木蒔地区
行方市小貫地区学習センター	行方市小貫1359番地3	小貫上区及び同下区
行方市繁昌地区学習センター	行方市繁昌1180番地1	繁昌区

別表第2(第5条関係)

(令3条例28・一部改正)

行方市各地区学習センター使用料

使用料	摘要
1室1回につき800円	1回の利用時間は 9時~12時, 12時~17時, 17時~22時とする。

○行方市学習センター条例施行規則

平成17年9月2日

教育委員会規則第26号

改正 平成18年2月27日教委規則第3号

令和3年12月27日教委規則第9号

注 令和3年12月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、行方市学習センター条例(平成17年行方市条例第72号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、行方市学習センター(以下「学習センター」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 学習センターの管理者は、行方市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の命を受け、教育長(以下「管理者」という。)が行う。

2 公民館長は、管理者の指示に従い、学習センターの管理及び運営を行う。

(開館及び閉館)

第3条 学習センターの開館及び閉館の時刻は、次のとおりとする。ただし、臨時に必要な場合、管理者はその時刻を変更することができる。

(1) 開館 午前9時

(2) 閉館 午後10時

(施設及び設備の利用)

第4条 学習センターの施設又は設備を利用しようとする者は、その5日前までに、公民館長の許可を受けなければならない。

2 公民館長は、支障がないと認めたときは、学習センターの施設及び設備の利用許可を行うものとする。

3 学習センターの施設又は設備の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、許可を受けるとき、使用料を納付することとする。

(施設及び設備の毀損又は亡失の届出等)

第5条 利用者が学習センターの施設又は設備を汚損し、毀損し、又は亡失したときは、速やかにその旨を公民館長に届け出なければならない。

2 公民館長は、前項に規定する届出があった場合は、その旨を管理者に報告しなければならない。

3 管理者は、第1項に規定する利用者に対し、毀損又は亡失に係る損害賠償を命ずることができるものとする。

(使用料の減免)

第6条 条例第6条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号のとおりとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による扶助を受けている者が利用するとき 免除
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に定める身体障害者が利用するとき 免除
- (3) 市が利用する場合 免除
- (4) 管理者が認める社会教育団体が利用する場合 免除
- (5) 前号の社会教育団体に属しない団体が公益的事業に関して利用する場合 減額
- (6) 教育長が特に必要と認めたとき 免除又は減額

(令3教委規則9・一部改正)

(使用料の不還付)

第7条 条例第7条ただし書の規定により、徴収した使用料は、次の各号に掲げる場合は、還付することができる。

- (1) 非常災害その他利用者の責めに帰することができない理由により、利用できなくなったとき。
- (2) 利用開始3日前までに利用の取消しを申し出たとき。
- (3) 教育長がその他相当の理由があると認めたとき。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年9月2日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の麻生町学習センター管理規則(平成9年麻生町教育委員会規則第5号)、玉造町立学習センター管理規則(昭和55年玉造町教育委員会規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年教委規則第3号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(令和3年教委規則第9号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

○行方市陶芸室条例

平成22年3月8日

条例第3号

改正 平成27年12月9日条例第29号

令和3年12月21日条例第28号

(設置)

第1条 生涯学習の振興を図ることを目的として、行方市陶芸室(以下「陶芸室」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 陶芸室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
行方市陶芸室	行方市行方655番地4

(平27条例29・一部改正)

(管理及び運営)

第3条 陶芸室は、行方市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理するものとする。

2 教育委員会は、陶芸室を常に良好な状態にあるよう管理し、第1条の目的に応じて最も効率的に運営するよう努めなければならない。

(利用の許可)

第4条 陶芸室の施設及び設備等(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) その他施設等の管理上支障があると認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、第4条の規定による利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するとき又は施設等の管理上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すこと

ができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用の許可の条件又は教育委員会の指示に従わないとき。

2 教育委員会は、前項の措置によって利用者に損害が生じることがあったとしても、その責任を負わないものとする。

(使用料)

第7条 利用者は、第4条の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 教育長は、特に必要があると認めるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(令3条例28・一部改正)

(使用料の不還付)

第8条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、特別の事情がある場合は、教育委員会規則で定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第9条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

2 教育委員会は、利用者が前項の義務を履行しないときは、当該施設等を原状に回復し、又は搬入された物件を撤去し、これに要した費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償の義務)

第10条 利用者が、故意又は過失によって施設等を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の行方市学習センター条例別表第2, 行方市公民館条例別表第3及び行方市陶芸室条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用について適用し、施行日前の利用については、なお従前の例による。

別表(第7条関係)

(令3条例28・一部改正)

行方市陶芸室使用料

利用時間	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで
使用料	1回につき2,300円	1回につき2,300円

○行方市陶芸室条例施行規則

平成22年3月25日

教育委員会規則第7号

改正 平成28年10月25日教委規則第5号

令和3年12月27日教委規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、行方市陶芸室条例(平成22年行方市条例第3号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、行方市陶芸室(以下「陶芸室」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理及び運営)

第2条 陶芸室の管理は、行方市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の命を受け、教育長(以下「管理者」という。)が行う。

2 生涯学習課長は、管理者の指示に従い、陶芸室の運営を行う。

(平28教委規則5・一部改正)

(開館及び閉館)

第3条 陶芸室の開館及び閉館の時刻は、次のとおりとする。ただし、臨時に必要な場合、管理者はその時刻を変更することができる。

(1) 開館 午前 9時

(2) 閉館 午後 5時

(休業日)

第4条 陶芸室の休業日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(平28教委規則5・一部改正)

(施設及び設備の利用)

第5条 陶芸室の施設及び設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、その5日前までに生涯学習課長の許可を受けなければならない。

2 生涯学習課長は、支障がないと認めるときは、施設等の利用許可を行うものとする。

3 施設等の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、許可を受けるとき、使用料を納付することとする。

(平28教委規則5・一部改正)

(施設等の毀損又は亡失の届出等)

第6条 利用者が、施設等を汚損し、毀損し、又は亡失したときは、速やかにその旨を生涯学習課長に届け出なければならない。

2 生涯学習課長は、前項に規定する届出があった場合は、その旨を管理者に報告しなければならない。

3 管理者は、第1項に規定する利用者に対し、毀損又は亡失に係る損害賠償を命ずることができるものとする。

(平28教委規則5・一部改正)

(使用料の減免)

第7条 条例第7条第2項の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号のとおりとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による扶助を受けている者が利用するとき 免除

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に定める身体障害者が利用するとき 免除

(3) 市が利用する場合 免除

(4) 管理者が認める社会教育団体が利用する場合 免除

(5) 前号の社会教育団体に属しない団体が公益的事業に関して利用する場合 減額

(6) 教育長が特に必要と認めたとき 免除又は減額

(令3教委規則9・一部改正)

(使用料の還付)

第8条 条例第8条ただし書の規定により徴収した使用料は、次の各号に掲げる場合は還付することができる。

(1) 非常災害その他利用者の責めに帰することができない理由により、利用できなくなったとき。

(2) 利用開始3日前までに利用の取消しを申し出たとき。

(3) 教育長がその他相当の理由があると認めたとき。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年教委規則第9号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

○行方市文化会館条例

平成17年9月2日

条例第74号

改正 令和3年12月21日条例第29号

(設置)

第1条 行方市の芸術、文化及び教育の振興を図るため、行方市文化会館(以下「会館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
行方市文化会館	行方市山田2175番地

(利用の許可)

第3条 会館の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、施設管理者(以下「管理者」という。)の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするとき又は利用を取り消す場合も同様とする。

2 管理者は、会館の管理上必要があると認めるときは、前項の利用許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第4条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 危険物を利用する催物で、災害発生のおそれがあるとき。
- (3) 会館の施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 暴力的不法行為を行うおそれがある者又は組織の利益になるとき。
- (5) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (6) その他管理者が適当でないとき。

(目的外利用、権利譲渡等の禁止)

第5条 会館の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、許可を受けた目的以外に会館を利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第6条 管理者は、第3条の規定により利用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当

する場合は、その利用許可を取り消し、又は制限し、若しくは利用を中止させることができる。この場合において、利用者に損害を生ずることがあっても、管理者はその責めを負わないものとする。

- (1) 利用許可の条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) その他管理者が必要と認めたとき。

(使用料)

第7条 利用者は、利用の許可を受けたときは、次の各号に定める使用料を納付しなければならない。

- (1) 会館使用料 別表に定める額
- (2) 附属設備器具使用料 市長が規則で定める額

2 管理者が特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、若しくは免除し、又は納付期日を別に指定することができる。

(使用料の不還付)

第8条 使用料は前納とし、既に納付した使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めによらない理由により、利用することができなかつたとき。
- (2) 利用日前1か月までに利用の取消しを申請し、管理者がこれを認めたとき。
- (3) その他管理者が特別の事由があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第9条 利用者は、会館の利用を終わったとき、又は第6条の規定により利用の許可を取り消されたときは、直ちに清掃し、原状に復さなければならない。

2 管理者は、利用者が前項の義務を履行しないときは、原状回復に要した費用を徴収することができる。

(販売行為等の禁止)

第10条 会館及びその敷地内において、物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第11条 利用者は、会館の施設等を損傷し、又は滅失したときは、管理者の定めるところにより損害を賠償しなければならない。

(会館運営審議会)

第12条 会館の運営に関し管理者の諮問に応ずるため、行方市文化会館運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、会館の運営に関する事項について調査審議する。

3 審議会は、管理者が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年9月2日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の北浦町文化会館の設置及び管理に関する条例(平成6年北浦村条例第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和3年条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の行方市文化会館条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用について適用し、施行日前の利用については、なお従前の例による。

別表(第7条関係)

(令3条例29・全改)

行方市文化会館施設使用料

(単位 円)

種別		区分	午前	午後	夜間	全日	
			9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00	
ホール	平日	入場無料のとき	13,100	16,800	20,700	51,900	
		入場 有料	1,000円以下	23,900	30,900	38,000	95,600
			2,000円以下	30,900	40,800	49,200	123,800
			2,500円以下	36,600	49,200	59,100	149,100

		2,500円を超えるとき	40,800	54,900	64,700	164,600
土・	入場無料のとき		15,600	20,700	24,600	62,300
日・	入場	1,000円以下	28,100	36,600	45,000	115,400
祝日	有料	2,000円以下	36,600	49,200	59,000	149,100
		2,500円以下	43,700	59,100	70,400	178,500
		2,500円を超えるとき	49,200	66,200	77,400	196,800
大会，発表会，講演会等						
入場無料 のとき	平日		10,400	13,100	16,800	41,600
	土・日・祝日		13,100	16,800	20,700	51,900
*入場有料のときは，通常の利用料の相当額						
リハーサル室			2,600	3,300	3,900	7,800
楽屋(1室あたり)			1,400	2,000	2,400	3,900
控室(1室あたり)			700	1,100	1,200	2,000
ホールステージのみ			3,900	5,100	6,300	15,600
冷暖	ホール		9,200	9,200	9,200	27,300
房料	リハーサル室		1,400	1,400	1,400	3,900
	楽屋(1室あたり)		500	500	500	1,200
	控室(1室あたり)		300	300	300	600

備考

- 1 利用時間が本表の区分時間を超え，又は繰り上がる場合は，次の区分により使用料を割増しする。
1時間未満 30%，2時間未満 60%，3時間未満 100%
- 2 入場無料でも営利宣伝その他これに類する目的の催物に利用する場合の使用料は，50%増とする。
- 3 有料とは，入場料その他会員券及びこれに類する料金を徴収する場合をいい，入場税を含む最高の料金による。

○行方市文化会館条例施行規則

平成17年9月2日

規則第47号

改正 令和3年12月27日教委規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、行方市文化会館条例(平成17年行方市条例第74号)第13条の規定に基づき、行方市文化会館(以下「会館」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(附属設備器具の使用料)

第2条 附属設備器具の使用料は、別表に定めるとおりとし、1回の利用時間は、午前午後、夜間を単位とする。

(補則)

第3条 会館の管理運営に関し必要な事項は、行方市教育委員会が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年9月2日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の北浦町文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成6年北浦村規則第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和3年教委規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の行方市文化会館条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用について適用し、施行日前の利用については、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

(令3教委規則8・全改)

附属設備器具使用料

(単位 円)

区分	単位	1回の使用料	備考
ピアノ	1台	4,500	調律を除く。
舞台設備関係	一式	1,500	
照明設備関係	//	3,000	
音響設備関係	//	3,000	
映写設備関係	//	1,500	

備考

- 1 利用時間が区分時間を超え、又は繰り上がる場合は、次の区分により規定使用料を割増しする。
1時間未満30%、2時間未満60%、3時間未満100%
- 2 営利宣伝その他これに類する目的の催物に利用する場合の使用料は、50%増とする。